附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和四年十二月十五日から施行する。

（主任技術者の選任に係る経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に設置され、又は設置のための工事に着手している事業場又は設備であって、この省令の施行により新たに改正後の電気事業法施行規則（以下「新規則」という。）第五十二条第一項の表第二号の上欄又は同表第五号の上欄に掲げる事業場又は設備に該当するものについては、電気事業法（以下「法」という。）第四十三条第一項の規定にかかわらず、この省令の施行の日から三年を経過するまでの間は、なお従前の例によることができる。ただし、当該事業場又は設備のうち、変更の工事（その工事の後に新規則第五十二条第一項の表第二号の上欄又は同表第五号の上欄に掲げる事業場又は設備に該当しなくなる場合を除く。）を行うものについては、当該工事の開始の後においては、この限りでない。

（工事計画の届出に係る経過措置）

第三条　この省令の施行前に法第四十八条第一項の規定による届出のあった工事の計画については、なお従前の例による。

２　この省令の施行の際現に設置され、又は設置のための工事に着手している電気工作物であって、この省令の施行により新たに法第四十八条第一項の規定に該当するものについては、当該規定にかかわらず、当該規定による届出を要しない。

（溶接事業者検査に係る経過措置）

第四条　この省令の施行の際現に溶接をし、又は溶接を完了し（輸入したものを除く。）、若しくはこの省令の施行前に輸入した火力発電所に係る機械又は器具であって、この省令の施行により新たに新規則第七十九条第一号に掲げる機械又は器具に該当するものについては、法第五十二条第一項の規定にかかわらず、同項の検査を受けないで使用することができる。

（定期安全管理検査に係る経過措置）

第五条　この省令の施行の際現に設置されている蒸気タービン及びその附属設備、ガスタービン又は液化ガス設備であって、この省令の施行により新たに新規則第九十四条第一号に掲げる蒸気タービン及びその附属設備、同条第五号に掲げるガスタービン又は同条第六号に掲げる液化ガス設備に該当するものについては、法第五十五条第一項の規定にかかわらず、この省令の施行の日から三年を経過するまでの間は、なお従前の例によることができる。

○経済産業省令第九十五号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第三十九条第一項の規定に基づき、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十二月十四日

経済産業大臣　西村　康稔

発電用火力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令

発電用火力設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章～第三章　［略］	第一章～第三章　［略］
第四章　ガスタービン及びその附属設備（第十八条―第二十三条の二）	第四章　ガスタービン及びその附属設備（第十八条―第二十三条）
第五章　内燃機関及びその附属設備（第二十四条―第二十九条の二）	第五章　内燃機関及びその附属設備（第二十四条―第二十九条）
第六章　燃料電池設備（第三十条―第三十六条の二）	第六章　燃料電池設備（第三十条―第三十六条）
第七章～第十一章　［略］	第七章～第十一章　［略］
附則	附則
（定義）	（定義）
第二条　［略］	**第二条**　［略］
２　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	［新設］
一　「可燃性ガス」とは、コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号。以下「コンビ規則」という。）第二条第一項第一号に規定する可燃性ガスをいう。	
二　「毒性ガス」とは、コンビ規則第二条第一項第二号に規定する毒性ガスをいう。	
三　「不活性ガス」とは、コンビ規則第二条第一項第三号に規定する不活性ガスをいう。	